

# 気候訴訟の世界的動向

ながれ

森 秀行 (もり ひでゆき / 環境文明 21 アドバイザー)

UNEP は、「グローバル気候訴訟報告書」を 2023 年に取りまとめた。これは、2017 年、2020 年に続く 3 回目のレポートであり、米国コロンビア大学のサビン気候変動センターと共同で取りまとめられた。本稿は、その報告書とその後 2024 年、2025 年にロンドンスクールオブエコノミクスが作成した気候訴訟の「スナップショット」報告書、その他の関連情報なども織り込んで、アップデートした内容を取りまとめたものである。

まず、新たに提訴された訴訟件数は 23 年には 230 件、24 年には 224 件で、累計の訴訟件数は 2024 年末で 2967 件となった。米国での件数が圧倒的に多く 7 割程度を占めるが、オランダ、ドイツ、英国、豪州などでも活発に提訴されてきた。最近では、ブラジル、南アフリカ、インドネシアなど途上国にも広がってきている。さらに、原告も多様化が進み、若者・子供や女性、先住民などに加え、NGO や地方政府が政府や企業を訴える例も増えてきている。

気候変動訴訟は、政府や企業に対して気候変動への実効的な対応を迫る有力な手段に浮上してきている。裁判所は、国際協定、国内法、憲法上の義務の履行を市民や地域社会が求める場として、ますます重要視されている。報告書は、法の支配の促進、司法へのアクセスの確保、そして環境被害に関し国家主体などに責任を問う上で、訴訟が果たす重要な役割を強調している。

近年では、訴訟の対象は温室効果ガスの排出削減にとどまらず、気候変動への適応、損失と損害、移住や避難、さらには気候被害への不作為に起因する人権侵害などにも広がっ

ている。報告書は、これらの取組は、国内および国際的な気候ガバナンスの形成に影響を与えると同時に、環境に関する意思決定への市民参加を強化していると指摘している。

報告書は気候訴訟を、以下の通り 6 つの類型に分類している。

- (i) 人権に基づく訴訟: 気候変動が、生命・健康・食料・水・環境への権利などの基本的人権を侵害していると主張する訴訟。特に欧州、中南米、南アジアなどで法的認定が進んでいる。
- (ii) 政策不履行に対する訴訟: 国がパリ協定に基づく国別目標や国内の環境法や判例に違反しているとして、政策の強化を求める訴訟。
- (iii) 化石燃料関連事業の差し止め訴訟: 炭鉱や油田、パイプラインや火力発電などの新規の化石燃料事業に対して、環境影響評価 (EIA) や国際的な削減目標との整合性の観点から反対する訴訟。
- (iv) グリーンウォッシュ訴訟: 企業の誤解を招く広告や ESG 報告に対する訴訟。透明性や情報開示義務が問われている。
- (v) 科学的因果関係に基づく訴訟: 気象帰属 (アトリビューション) 研究などを活用し、特定の災害と特定の企業の排出の因果関係を証明しようとする試み。
- (vi) 適応や損失・損害に関する訴訟: 海面上昇や異常気象の影響を受けた地域社会が、政府の気候変動対策の不備に対して責任を問う訴訟。

その上で報告書は、化石燃料事業の停止や制限を求める訴訟、パリ協定に基づく削減目標を十分に国内法に反映させない政府に対す

る訴訟、そして、政府や企業に対し気候被害に対し責任を負わせる訴訟など7つを重要なテーマとして取り上げている。ここでは、その内、技術的な内容に着目し、スコープ3の検討の必要性を指摘したケースと、気象帰属研究の可能性について紹介する。

### ●環境影響評価(EIA)における

#### スコープ3の評価の必要性

2024年6月、英国最高裁判所は、石油採掘事業のEIAには、最終的に採取された燃料の燃焼によって生じるスコープ3の温室効果ガス排出量を含める必要があるとの判決を出した（フィンチ判決）。最高裁は、このような排出は石油生産の不可避かつ関連性のある影響であると認定し、下級審の判断を覆した。これを受け、2024年9月のホワイトヘブンのケースでは、高等法院がフィンチ判決を適用し、カンブリア州での新規炭鉱計画の政府承認を取り消した。裁判所は、代替供給による排出量ゼロとの開発業者の主張を退け、この種の主張には厳格な審査が必要とした。両判決は、EUのEIA指令に基づく英国のEIA規則が、化石燃料事業におけるスコープ3排出の考慮を義務付けることを明確にした。

将来、スコープ3の排出も考慮に入れた温暖化の評価をするということになれば、日本でも、例えば、アンモニア混焼火力のEIAでは、生産過程や輸送過程で排出される温室効果ガスも考慮に入れることが必要になる。

### ●気象帰属研究の可能性

気象帰属研究は、特定の気象事象やその他の影響に対して、人為的な気候変動がどの程度影響したかを検証する気候科学の一分野である。高度な気候モデルや統計分析を用いて、熱波、干ばつ、洪水、森林火災などの事象の発生確率や強度について、気候変動がどの程度影響したかを特定する。この気象帰属研究は気候訴訟において中心的役割を果たしつつ

ある。報告書は、近年では、緩和義務や気候変動に関する責任をめぐる訴訟が急増しており、より精緻かつ包括的な影響帰属・原因帰属研究からの証拠が利用されているとしている。具体的には以下のように活用されてきている。

(i)訴訟における証拠提供：気象帰属研究は、気候変動と特定事象との関連、場合によっては特定の主体がその事象に寄与した役割を示すことで、気候訴訟に重要な証拠を提供する。

(ii)責任の立証：気象帰属研究による証拠は、政府や企業が気候変動とその影響に寄与したことについて、法的責任を確立するために利用される。

(iii)極端事象への影響度：訴訟はしばしば極端気象の事象に焦点を当てる。気象帰属研究は、極端事象の頻度や強度が気候変動によってどの程度影響を受けたかを明らかにする。

(iv)原因帰属（ソース・アトリビューション）：気象帰属研究は温室効果ガス排出の発生源の特定にも役立ち、気候変動の原因となっている特定の産業や企業を訴訟対象とすることを可能にする。

日本でも気象帰属研究に対する取り組みが強化されつつある。東京大や京都大の研究者らが本年5月、国内で発生する異常気象について、地球温暖化がどう影響を及ぼしたのかを迅速に分析する「極端気象アトリビューションセンター（WAC）」を発足させた。すでに活動を開始し、本年6月中旬や7月下旬の猛暑は人為的温暖化が要因だと発表した。

最後に、UNEPの報告書は、「気候訴訟はこれまでのニッチな法分野から、気候ガバナンスと環境正義の中核的な柱へと進化してきた。そして、気候訴訟は気候危機への対応における国家や企業の責任を解釈するうえで、ますます決定的な役割を果たしていくことになる」と結論付けている。